七　入管法第十九条の十五の二第三項の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定在留カードの受領若しくは引渡し、入管法施行令第三条の二第三項の規定による交付年月日の記録、同条第四項の規定による通知、入管法第十九条の十五の二第九項の規定により返納される在留カードの受領若しくは出入国在留管理庁長官への送付又は同条第十二項の規定による手数料の経由

八　［略］

九　入管法施行令第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

十　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の四第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

十一　［略］

十二　特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

十三　特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令第四条第二項の規定による特定在留カードの提示の確認又は同条同項の規定による求めの受理若しくはその求めに係る事実についての審査

（法別表第十五号の総務省令で定める事務）

第十五条　法別表第十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条（同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による交付年月日の記録又は入管特例法施行令第二条第一項（同令第八条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知

三　［略］

四　整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

五　［略］

六　整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記録又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

［新設］

六　［同上］

七　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号。以下第十五条において「整備・経過措置政令」という。）第十八条の規定による伝達

八　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の三第四項若しくは第五項の規定により提示される資料の確認又はこれらの項の規定による説明の聴取

九　［同上］

［新設］

［新設］

（法別表第十五号の総務省令で定める事務）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条の規定による交付年月日の記載又は入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

三　［同上］

四　整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知

五　同上］

六　整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知